

## 大分県立工科短期大学校廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

この仕様書は、大分県立工科短期大学校廃棄物収集運搬処分業務委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない事項について定める。

- 1 業務名 大分県立工科短期大学校廃棄物収集運搬処分業務
- 2 業務場所 大分県立工科短期大学校（大分県中津市大字東浜407-27）
- 3 業務内容 大分県立工科短期大学校敷地内のゴミ集積所に保管している一般廃棄物を市町村のごみ焼却施設まで運搬し処分するものとする。  
産業廃棄物については許可を保有する事業者で適正に処分するものとする。

### ・収集する廃棄物

- ① 可燃物（紙くず、茶がら、料理くず 等）
- ② 資源ごみ（古新聞、古雑誌、古紙 等）
- ③ 産業廃棄物（びん、缶、ペットボトル、蛍光管、電池、ガラス金属、使用済小型家電 等）

※粗大ごみについては別途の契約とする。

### ・収集回数等

- ① 可燃物 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- ② 資源ごみ 毎月1回（不定期）
- ③ 産業廃棄物 毎月第2・第4木曜日

※ただし、収集日が祝祭日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い、平日とする。

### ・業務時間

平日8時30分から17時15分

### ・排出見込み（36箇月推計）

- ① 可燃物 78,840kg
- ② 資源ごみ 1,195kg
- ③ 産業廃棄物 2,880kg

・マニフェスト伝票管理費を含む

4 契約期間 令和7年5月1日～令和10年4月30日  
(36箇月)(長期継続契約)

5 業務実施計画書及び報告書等

- ・月間実施報告書(別紙様式1)を作成し、翌月15日までに提出すること。
- ・産業廃棄物については必ず紙もしくは電子マニフェストを発行すること。ただし、マニフェスト発行にかかる費用については受託者が負担すること。

6 その他

業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係諸法令を遵守するとともに、中津市の定める一般廃棄物処理基本計画に従わなければならない。

特に、運搬にあたっては、廃棄物の飛散、落下、流失、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境の保全に万全を期するものとする。

当校で収集した一般廃棄物は、直接、市町村の可燃物処理場に運搬し、市町村の処理基準により処分する。

乙は、業務上知り得た機密を第三者に漏えいしてはならない。この契約終了後においても同様とする。